

第6期第6回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月25日(火) 午後3時30分から午後5時38分

2. 開催場所 穂別町民センター 会議室

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △(3名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	△	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	佐々木諭	△
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	宮田広幸	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	△			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	○			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第11 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件

第12 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第13 議案第6号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生
穂別支局－支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席者は24名です。欠席は、12番・佐田正彦委員、18番・貞廣賢治委員、23番・佐々木諭委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第6回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、14番・森山幸治委員と15番・石崎代里子委員の両名を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案6件の合わせて11件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページから6ページまで合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。 今月は、合計18件・45筆・422, 064㎡あります。それぞれの農地について、次の耕作等への調整をしてきてございます。 後継者への経営移譲のため解約に至っているのは、1番・4番から6番、8番から18番となっています。これらは後の議案第3号で詳細を説明します。 2番、3番は別の農業者へ賃借するための解約であり、こちらは議案第1号で上程します。 7番は、農地保有合理化事業に先立ち、所有権が北海道農業公社になるため解約に至ったものです。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。

		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 1 号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第 4 報告第 2 号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第 2 号、朗読及び説明】 1 2 月につきましては、議案に記載のとおり、1 2 月 1 0 日に川西地区委員会、穂別地区委員会、1 2 月 1 1 日に川東地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 3 7 件について審議、いずれも適当と判定し、また、中間管理事業に関する利用配分計画の調整 2 件について審議した結果、いずれも適当と判定しております。 川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 7 1 件について審議、いずれも適当と判定し、また、あっせんの申し出 1 件について審議した結果、農地中間管理機構の買入れが必要と判断しております。 穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 4 4 件について審議、いずれも適当と判定しております。 なお、川東地区委員会においてのあっせんの申し出内容については 8 ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第 2 号について、質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 2 号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第 5 報告第 3 号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第 3 号、朗読及び説明】 先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。1 0 ページになります。
議	長	ただ今の説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
1 1	番	1 番と 2 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
1 3	番	3 番と 4 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
議	長	ありがとうございます。報告第 3 号について、質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)

議	長	質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第6 報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第4号、朗読及び説明】 先月の総会でご決定いただきました買入協議の結果についてご報告申し上げます。なお、買入協議結果については、議案13ページから15ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第4号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第4号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第7 報告第5号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第5号、朗読及び説明】 17ページから19ページまで申出書の写しを添付してございます。 記載の農地ですが、平成27年度に農地保有合理化事業により所有権が農業公社に移転しておりますが、今回、早期売渡として公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出があったものです。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。 なお、計画の内容につきましては議案第3号にてご説明申し上げます。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第5号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第5号は承認することに決定いたします。 日程第8 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。 なお、本案件中、●●委員、●●委員が被設定人等なっており議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主	査	【議案第 1 号、朗読及び説明】 21 ページになります。 後継者へに経営移譲に伴う使用貸借権の設定については、1 番・2 番・7 番・11 番・12 番・15 番です。 また、既に使用貸借権を設定し期間満了による更新の申請があったものは、5 番・8 番・9 番・13 番・14 番です。 3 番については、●●〈農地所有適格法人〉が現経営地にあるハウスを移設しながら規模を拡大するため、賃貸借権設定の申請があったものです。 4 番については、後の議案第 2 号でお諮りする農地法 5 条転用と隣接している農地ではありますが、申請地は牧草を作付する予定であるため農地法第 3 条による所有権移転の申請があったものです。 6 番については、先の報告第 1 号で解約の報告をした農地ですが、隣接農地で耕作しています●●さんへ賃貸借権設定の要望により申請があったものです。 10 番については、農地の所有者の希望により賃借権を新たに設定するものであり、牧草を作付する計画です。 以上 15 件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 30 ページから 59 ページまでそれぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
24	番	1 番、2 番について現地を確認してきましたので、報告します。 1 番について、後継者である●●さんは、15 年ほど前から農業に従事しており、今回の経営移譲に至っています。移譲後もこれまでと同様、水稻、馬鈴薯、キャベツ等を作付する計画です。 2 番は、後継者である●●さんは、5 年ほど前から農業に従事しており、今回の経営移譲に至っています。移譲後もこれまでと同様、水稻、大豆、小豆等を作付する計画です。 どちらも、移譲後も適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
7	番	3 番について現地を確認してきましたので、報告します。 ●●〈農地所有適格法人〉の現経営地ではトマト栽培を行っておりますがそのハウスを申請地に移設するとして申請がありました。現経営地では、南瓜を栽培し、また、申請地では移設後トマト栽培を行うという計画であり、これまでの耕作状況から適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
9	番	4 番について現地を確認してきましたので、報告します。 ●●さんが経営地の隣接地で農地を所有している親類の●●さんから希望に

9	番	より売買し規模を拡大するとのことでした。 先ほど事務局からの説明であったとおり、農業用施設の整備も含め周辺農地の取得を申請しており、本申請地では牧草を作付する計画であり、●●さんのこれまでの耕作状況から適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
3	番	5番、6番、7番について現地を確認してきましたので、報告します。 5番は、期間満了に伴う再設定の案件ですが、現在も●●さんが経営主として、水稻・大豆・馬鈴薯などの作付をしており、更新後も同様の計画となっています。 6番は、新たに隣接地で耕作している●●さんに希望により賃貸を行う案件ですが、●●さんは規模拡大後も水稻、たまねぎ、トマトなどを作付する計画となっています。 7番は、後継者である●●さんは、10年ほど前から農業に従事しており、今回の経営移譲に至っています。移譲後もこれまでと同様、水稻、大豆、南瓜等を作付する計画です。 いずれも、適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
19	番	8番について米原地区の案件ですが現地を確認してきましたので、報告します。 期間満了に伴う再設定の案件ですが、現在も●●さんが経営主として、水稻、ほうれん草、ブロッコリーなどの作付をしております。更新後も同様の計画となっています。●●さんのこれまでの耕作状況から適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたしました。以上です。
4	番	9番について現地を確認してきましたので、報告します。 期間満了に伴う再設定の案件ですが、現在も●●<農地所有適格法人>が経営主として、水稻、南瓜、ブロッコリーなどの作付をしており、更新後も同様の計画となっています。●●<農地所有適格法人>のこれまでの耕作状況から適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
10	番	10番、13番について現地を確認してきましたので、報告いたします。 10番については、現耕作者により、牧草が作付けされ適正に管理されてきております。新たな借り手であります●●さんも、引き続き牧草を作付ける計画とのことです。周辺の農地への影響もないと判断いたします。 13番の期間満了に伴う再設定の案件ですが、現在も●●さんが経営主として、牧草、水稻、南瓜を作付をしており更新後も同様の計画となっています。これまでの耕作状況から、今後も適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
13	番	11番、12番について現地を確認してきましたので、報告します。 11番と12番は、経営移譲に伴う案件です。11番については、9年ほど

1 3	番	前から農業に従事している息子の●●さんへ経営移譲するもので、移譲後もこれまでと同様、水稻、南瓜、大豆などを作付する計画です。 1 2 番については、4 年ほど前から農業に従事している娘婿の●●さんへ経営移譲するもので、移譲後もこれまでと同様、水稻、南瓜、大豆を作付する計画です。 どちらも、移譲後も適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
1 1	番	1 4 番について現地を確認してきましたので、報告します。 期間満了に伴う再設定の案件ですが、現在も●●さんが経営主として水稻、南瓜、施設野菜等を作付をしており、更新後も同様の計画となっておりますのでこれまでの耕作状況から、今後も適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
1 4	番	1 5 番について、現地を確認してきましたので、報告いたします。 申請地については、●●さんと共に、既に●●さんも営農地として利用していましたので、経営移譲後も、引き続き適正に耕作されるとともに、周辺の農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 日程第 9 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第 2 号、朗読及び説明】 6 1 ページになります。 本件につきまして、先ほどの議案第 1 号で農地法第 3 条申請のあった農地と隣接している農地ですが、●●さんの所有する本申請地に非農地部分と併せて牛舎及び倉庫を建築する計画で取得する農地法第 5 条の案件でございます。 申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。 また、申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。さらに、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となります。 6 2 ページから 6 6 ページまで、現況地目図・配置図・調査表等を添付して

主	査	おりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
9	番	本件について現地を確認してきましたので、報告いたします。 本申請は、●●さんが●●さんの農地を取得しながら農業用施設建築する5条転用案件であります。 申請地は、●●さんが経営している農地の周辺にあり、当該地に農業用施設を建築することで経営効率の向上にもつながります。 また、隣接する非農地部分と一体的に整備することで、転用面積も最小限に抑えており、周辺農地に与える影響はないものと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。 日程第10 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。 ここで本件中に私も含まれるため、議事進行につきましては、藤江職務代理人をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	それでは、藤江委員よろしくお願いいたします。
議	長	それでは、議長に代わりまして議事を進行してまいります。 本案件中、関係者となっている方は、次の委員となります。 ●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員、以上の方については、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いします。

主	査	【議案第 3 号 所有権移転関係、朗読及び説明】 68 ページから、所有権移転 7 件です。 報告第 3 号でご報告申し上げましたあっせんに伴う所有権移転が、2 番、3 番、6 番、7 番です。 また、報告第 4 号でご報告申し上げました買入れ協議に伴う所有権移転が、1 番、5 番です。 4 番につきましては、報告第 5 号でご報告申し上げました農業公社からの売渡に伴う所有権移転となっております。 続いて、79 ページから利用権設定です。
主	査	【議案第 3 号 利用権設定関係、朗読及び説明】 (1 番から 10 番まで継続案件) 11 番は経営移譲による組み替えの設定です。 12 番・13 番についても経営移譲による組み替えの設定です。 14 番から 16 番につきましては、11 月の総会で報告いたしましたが、これまで借りていた耕作者が規模縮小のため合意解約しており、それぞれ源津さんが新たに利用権を設定するものです。 (17 番から 68 番まで継続案件) 69 番・70 番は経営移譲による組み替えの設定です。 (69 番から 107 番まで継続案件) 以上、鷗川地区となります。
主	査	108 番から穂別地区となります。 (108 番、109 番継続案件) 110 番は経営移譲による組み替えの設定です。 (111 番から 119 番まで継続案件) 120 番は経営移譲による組み替えの設定です。 (121 番から 123 番まで継続案件) 124 番は経営移譲による組み替えの設定です。 (125 番から 127 番まで継続案件) 128 番は経営移譲による組み替えの設定です。 (129 番から 135 番まで継続案件) 136 番・137 番は経営移譲による組み替えの設定です。 (138 番継続案件) 139 番・140 番は経営移譲による組み替えの設定です。 141 番については、先の耕作者死亡に伴う組み替えの設定になります。 (142 番継続案件) 143 番・144 番は経営移譲による組み替えの設定です。 (145 番、146 番継続案件) 147 番は経営移譲による組み替えの設定です。 (148 番、149 番継続案件) 150 番・151 番は経営移譲による組み替えの設定です。 以上、穂別地区となります。
主	査	続いて、164 ページから円滑化事業による利用権設定 1 件です。

主	査	こちらは●●さんの経営移譲による組み替え設定となります。 以上、所有権移転7件61筆、円滑化事業を含む利用権設定152件419筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面の方ですが、所有権移転関係は、72ページから78ページ、利用権設定関係は、109ページから163ページ及び165ページに添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。ここで議長を交代いたします。
議	長	それでは続いて、日程第11 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員が被設定人となっており議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第4号、朗読及び説明】 167ページ、利用配分計画2件です。 こちらは、本年9月の総会で農地中間管理権の取得関係を設定した農地でございます。 9月総会時にご説明させていただきましたが、中間管理権を取得後、中間管理機構において、荒廃農地としていた農地を、除草、土壌改良剤の投入などを行い再生を行う農用地等保全管理実証モデル事業を10月末に実施しております。再生整備が終了したことから利用配分計画案を審議していただくわけですが、既に中間管理権を機構が取得しているため、本案件の場合、機構が集約している農地の配分先が1名なので1本の利用配分計画となると考えますが、国費を投入しているモデル事業を行っていること、また、機構が中間管理権を取得している内容が、一方は所有者からの集積によるもの、一方は所有者不明農

主	査	地として知事の裁定による取得であり、形態が特殊であることから、道とも協議し、それぞれの利用配分計画となっております。 また、終期についても、それぞれの農地において北海道農業公社が中間管理権を取得した時から5年間となります。終期のずれは5年後の課題ともなりますが、現時点においてはこのような形となります。 これらの事をご理解賜りながら、168ページから170ページに図面を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。 日程第12 議案第5号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第5号、朗読及び説明】 172ページになります。 ●●さんは、平成30年11月に新規就農しておりますが、登録がなかったため申し込みを受けたものでございます。 なお、●●さんは経営形態にありますとおり、施設栽培を行っていくため経営面積等については基準を満たしております。 以上1件の登録につきまして、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。 日程第13 議案第6号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主	査	【議案第 6 号、朗読及び説明】 174 ページになります 本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり、認定就農者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。 なお、175 ページから 176 ページまで、町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 6 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 6 号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。 なお、次回の総会の開催日は、1 月 24 日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。